

平成26年9月議会

第2委員会報告資料

ページ

- | | | |
|-----|---|----------|
| 1 | 事故報告について | |
| (1) | 報告第56号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について…… 1
(保健福祉局動物愛護管理センター) | |
| (2) | 報告第57号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について…… 3
(早良区保健福祉センター福祉・介護保険課) | |
| (3) | 庁用車による事故について(第一報) …………… 5
(西区保健福祉センター福祉・介護保険課) | |
| 2 | 地域包括支援センターの運営法人の決定について | …………… 7 |
| 3 | 第4期福岡市障がい福祉計画素案のパブリックコメント実施について…………… 12
*別冊資料あり | |
| 4 | 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請受付等について | …………… 17 |

保 健 福 祉 局

1 事故報告について

(1) 報告第56号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について
(保健福祉局動物愛護管理センター)

(様式 2)

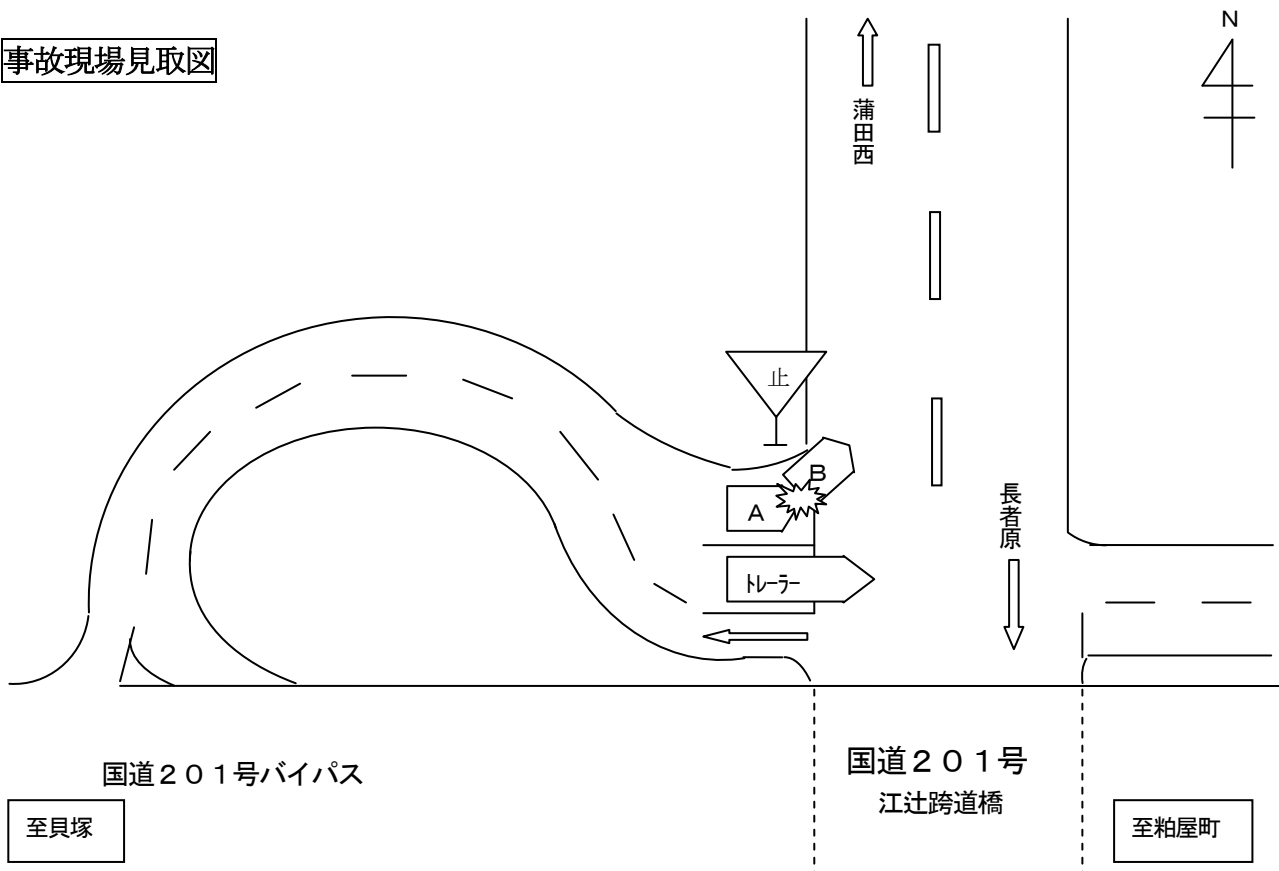
事 故 報 告 書

事故発生日時	平成 26 年 6 月 6 日 (金曜日) 16 時 40 分頃 天候 : 小雨		
事故発生場所	福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻 7 0 5 番地付近の交差点		
相手方	住所	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 </div>	
	氏名		
事故の概要	保健福祉局動物愛護管理センター所属の職員が、業務のため同課所管の軽乗用車を運転し、西区内浜の家庭動物啓発センターから東部動物愛護管理センターへ帰庁する途中、福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻 7 0 5 番地付近の交差点 (信号機なし) に向かって走行していた。前方の相手方車両が一旦停止していたため、その後方で停止した。その後、相手方車両が左折しながらゆっくりと前進したためその後方について一旦停止線まで進もうとした際に、相手方車両が停止したことに気付かず、かつ十分な車間距離をとっていなかったため停止できず、相手方車両の後部に衝突し損害を与えたもの。		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	後部扉および後部バンパー部分損傷 損害額 2 5 6, 2 8 8 円 . . . (A)
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	左前バンパー損傷 損害額 (修繕料) 4 9, 3 7 7 円 . . . (B)
過失割合	相手方 0 割 . . . (C)	本市 1 0 割 . . . (D)	
損害賠償額 (A) × (D) - (B) × (C)	2 5 6, 2 8 8 円		

位置図

(※) 当該地図は著作権法上の規定により、
掲載しておりません。

事故現場見取図



(2) 報告第57号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について
(早良区保健福祉センター福祉・介護保険課)

(様式2)

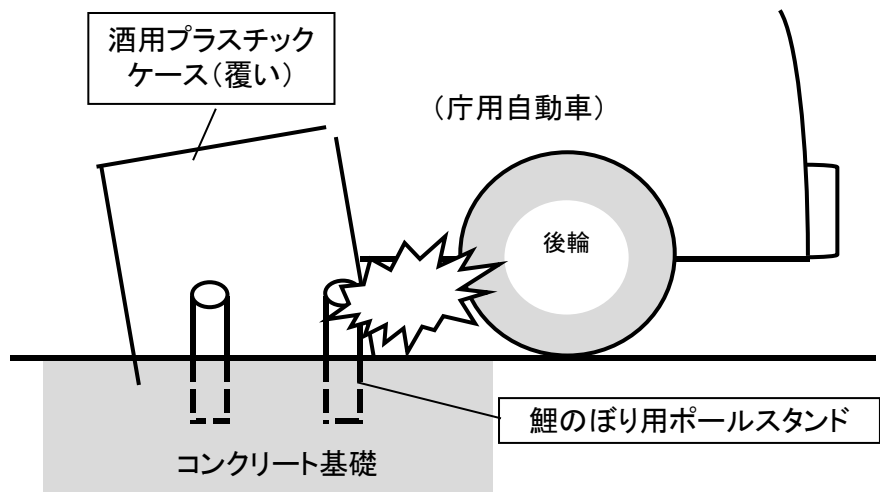
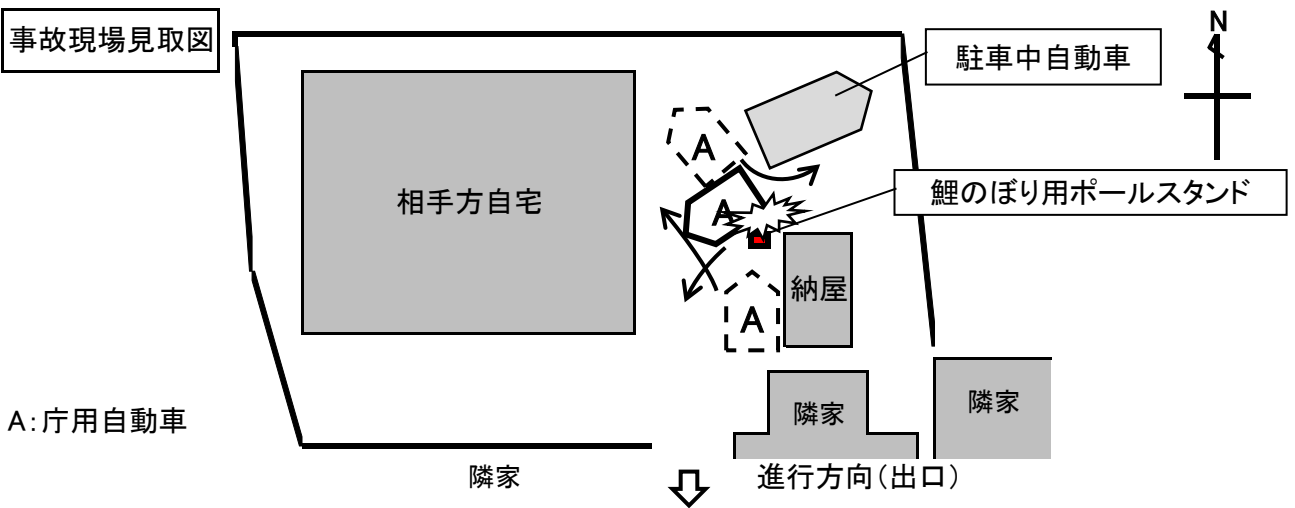
事 故 報 告 書

事故発生日時	平成26年6月23日(月曜日)午前10時30分頃 天候:曇り		
事故発生場所	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> (※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報 と認められるおそれのある情報については、 掲載しておりません。 </div>		
相手方			
事故の概要	早良区保健福祉センター福祉・介護保険課所属の嘱託員が、業務を終え、帰庁するため相手方自宅の敷地内に駐車していた庁用自動車を切り返して方向転換していたところ、敷地内に設置されていた鯉のぼり用ポールスタンドを覆っていた酒用プラスチックケースに誤って接触したため、酒用プラスチックケースに接触した鯉のぼり用ポールスタンドを破損させ、損害を与えたもの。		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	鯉のぼり用ポールスタンドの破損 損害額 30,000円・・・(A)
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	なし 損害額 0円・・・(B)
過失割合	相手方 0割・・・(C)	本市 10割・・・(D)	
損害賠償額 (A)×(D)－(B)×(C)	30,000円		

位置図

(※) 当該地図は著作権法上の規定により、
掲載しておりません。

事故現場見取図



(3) 庁用車による事故について (第一報)

(西区保健福祉センター福祉・介護保険課)

(様式 1)

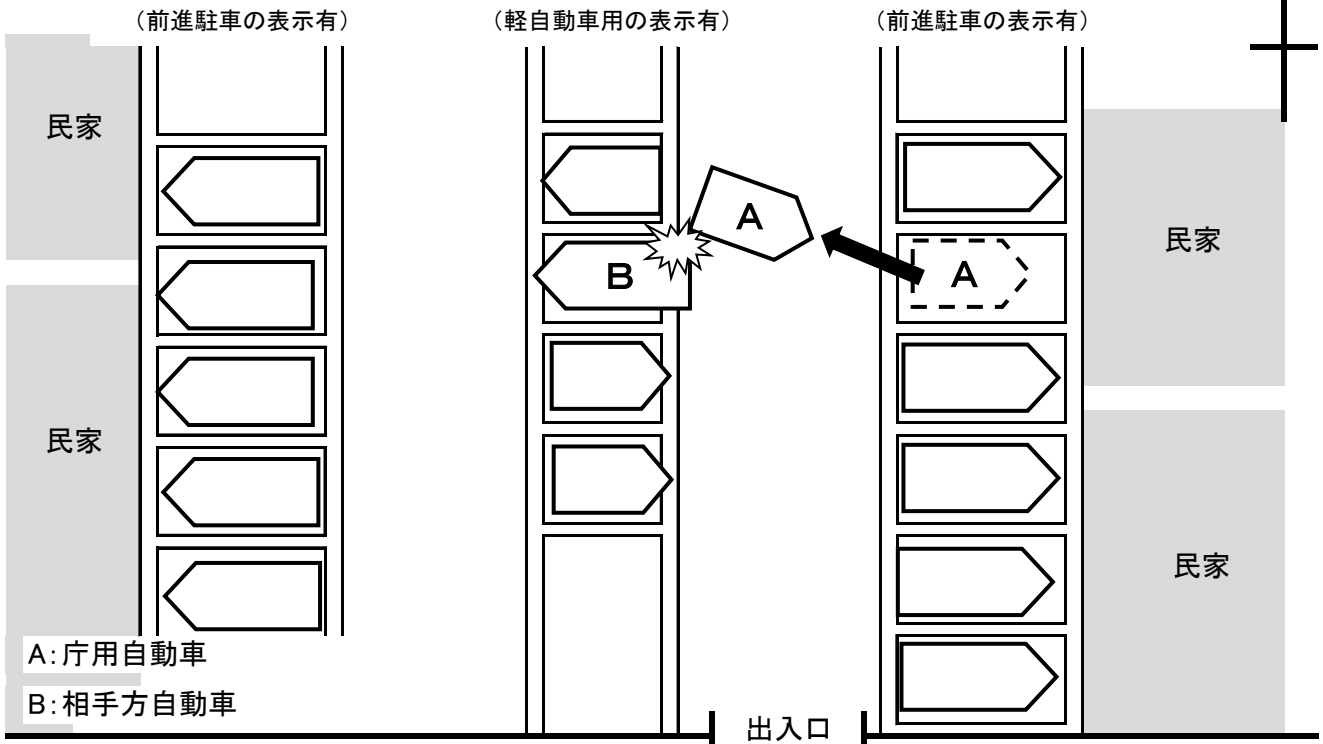
事 故 報 告 書 (第 一 報)

事故発生日時	平成 26 年 8 月 8 日 (金曜日) 午後 1 時 15 分頃 天候 : 晴れ		
事故発生場所	福岡市西区生の松原三丁目 18 番 8 号 西福岡病院駐車場内		
相手方	住 所	※)福岡市情報公開条例に定める非公開 情報と認められるおそれのある情報に ついては、掲載していません。	
	氏 名		
事故の概要	西区保健福祉センター福祉・介護保険課所属の嘱託員が、西福岡病院での業務を終え、次の訪問調査先に向かうため、駐車していた庁用自動車をバックで出そうとしたところ、後方安全確認不足により、後方駐車区画に駐車中の相手方車両の右側後方部に接触し、損害を与えたもの。		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	右側後方部の損傷
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	なし
過失割合及び損害賠償額は現在交渉中、確定後議会へ報告			

位置図

(※) 当該地図は著作権法上の規定により、
掲載しておりません。

事故現場見取図



2 福岡市地域包括支援センターの運営法人の決定について

本市においては、介護保険法に基づき、高齢者等の総合相談・支援、介護予防ケアマネジメント等を担う地域包括支援センター（愛称：いきいきセンターふくおか）を、市内に39か所設置している。

高齢者の増加への対応や更なる地域との連携強化を図るため、平成27年度から、いきいきセンターふくおかを18か所増設し、57か所とすることに伴い、このたび、センターの運営法人の公募・選考を行い、下記のとおり決定したため、報告を行うもの。

また、今回の増設に併せて、開設時間につきましても、現行の月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までに加え、土曜日の同時間帯についても開設するよう変更を行う。

1 運営法人

	運営法人名	住所	委託箇所数
①	一般社団法人 福岡市医師会	早良区百道浜1丁目6番9号	30か所
②	社会福祉法人 ふくおか福祉サービス協会	西区内浜1丁目7番1号	20か所
③	社会福祉法人 順和	南区西長住2丁目1番57号	1か所
④	特定非営利活動法人 地域福祉を支える会 そよかぜ	博多区銀天町2丁目2番37号	1か所
⑤	公益社団法人 福岡医療団	博多区千代5丁目18番1号	1か所
⑥	社会福祉法人 ちどり福祉会	東区八田1丁目4番15号	1か所
⑦	特定医療法人 順和	城南区樋井川3丁目47番1号	1か所
⑧	医療法人 福岡桜十字	中央区渡辺通3丁目5番11号	1か所
⑨	医療法人 寺沢病院	南区市崎1丁目14番11号	1か所

※①～③については、継続委託法人、④～⑨については、新規委託法人。

2 圏域ごとの運営法人一覧

別紙1のとおり

3 センターの設置圏域

別紙2のとおり

4 運営（委託）期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

※平成28年度以降については、実施状況が良好な場合に限り契約を更新する。

なお、概ね5年を目途に改めて公募を行う。

◆圏域ごとの運営法人一覧

東区									
センター	運営法人	担当小学校区						担当中学校	
東第1	ふくおか福祉サービス協会	勝馬	志賀島	西戸崎	奈多	三苫	和白	志賀島	和白
東第2	福岡市医師会	美和台	和白東					和白丘	
東第3	福岡市医師会	香住丘	香椎					香椎第2	
東第4	ふくおか福祉サービス協会	香陵	千早	千早西				香椎第1	
東第5	福岡市医師会	舞松原	若宮					多々良	
東第6	ちどり福祉会	青葉	八田	多々良				青葉	多々良中央
東第7	ふくおか福祉サービス協会	名島						松崎	
東第8	ふくおか福祉サービス協会	東箱崎	箱崎	馬出				箱崎	福岡
東第9	福岡市医師会	香椎下原	香椎東					香椎第3	
東第10	ふくおか福祉サービス協会	香椎浜	城浜	照葉				城香	照葉
東第11	福岡市医師会	筥松	松島					箱崎清松	

博多区									
センター	運営法人	担当小学校区						担当中学校	
博多第1	福岡医療団	千代	博多					千代	博多
博多第2	福岡市医師会	堅粕	東光					東光	
博多第3	福岡市医師会	東住吉	春住	住吉（美野島を含む）				東住吉	住吉
博多第4	ふくおか福祉サービス協会	席田	月隈	東月隈				席田	
博多第5	ふくおか福祉サービス協会	板付北	板付					板付	
博多第6	福岡市医師会	那珂	弥生	宮竹※				那珂	
博多第7	地域福祉を支える会 そよかせ	三筑	那珂南					三筑	
博多第8	福岡市医師会	吉塚	東吉塚					吉塚	

中央区									
センター	運営法人	担当小学校区						担当中学校	
中央第1	福岡市医師会	福浜	当仁	南当仁				当仁	
中央第2	福岡市医師会	舞鶴（大名、箕子を含む）							舞鶴
中央第3	ふくおか福祉サービス協会	赤坂	警固	春吉	高宮			警固	高宮 春吉
中央第4	ふくおか福祉サービス協会	笹丘	草ヶ江	鳥飼※				友泉	城西
中央第5	福岡桜十字	平尾	小笹					平尾	

南区									
センター	運営法人	担当小学校区						担当中学校	
南第1	ふくおか福祉サービス協会	玉川	塩原					春吉	
南第2	（社福）順和	長住	長丘	西長住※				長丘	
南第3	福岡市医師会	三宅	野多目					三宅	
南第4	ふくおか福祉サービス協会	宮竹※	高木	横手	日佐			横手	宮竹
南第5	ふくおか福祉サービス協会	弥永	弥永西					日佐	
南第6	福岡市医師会	老司	鶴田					老司	
南第7	福岡市医師会	柏原	花畑					柏原	
南第8	福岡市医師会	若久	大池					野間	
南第9	寺沢病院	大楠	西高宮					高宮	
南第10	福岡市医師会	東若久	筑紫丘					筑紫丘	
南第11	（医療）順和	東花畑	西花畑					花畑	

城南区									
センター	運営法人	担当小学校区						担当中学校	
城南第1	ふくおか福祉サービス協会	鳥飼※	別府	城南				城南	城西
城南第2	福岡市医師会	七隈	金山					梅林	
城南第3	福岡市医師会	片江	南片江					片江	
城南第4	ふくおか福祉サービス協会	堤	堤丘	西長住※				長尾	
城南第5	福岡市医師会	長尾	田島					友泉	

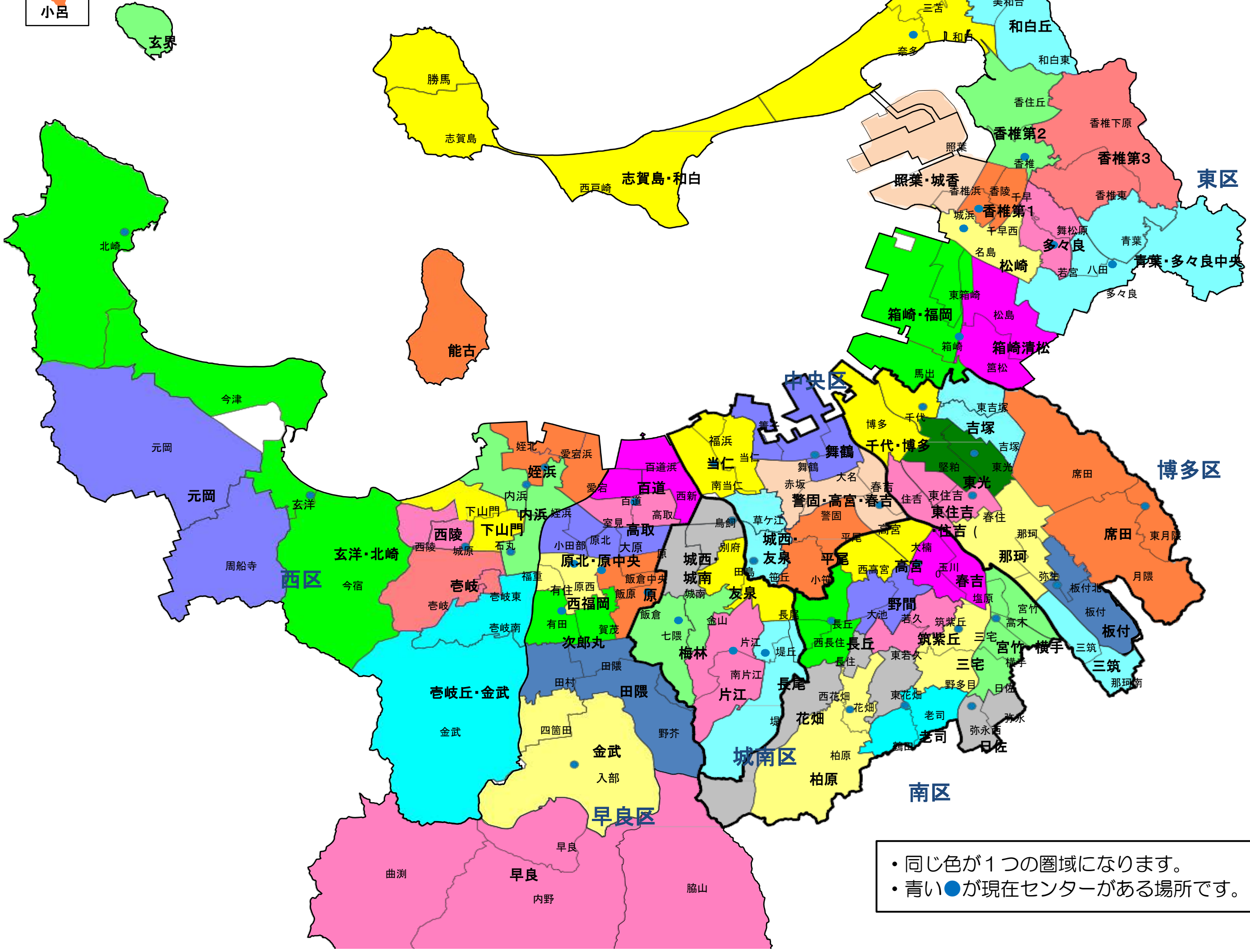
早良区									
センター	運営法人	担当小学校区						担当中学校	
早良第1	ふくおか福祉サービス協会	室見	高取					高取	
早良第2	福岡市医師会	原	大原	原北	小田部			原中央	原北
早良第3	福岡市医師会	原西	有住					西福岡	
早良第4	ふくおか福祉サービス協会	有田	賀茂					次郎丸	
早良第5	福岡市医師会	飯倉	飯原	飯倉中央				原	
早良第6	ふくおか福祉サービス協会	四箇田	入部					金武	
早良第7	福岡市医師会	早良	脇山	内野	曲淵			早良	
早良第8	福岡市医師会	西新	百道	百道浜				百道	
早良第9	福岡市医師会	田村	田隈	野芥				田隈	

西区									
センター	運営法人	担当小学校区						担当中学校	
西第1	福岡市医師会	愛宕	愛宕浜	姪北	能古	小呂		姪浜	能古 小呂
西第2	ふくおか福祉サービス協会	姪浜	内浜	玄界	福重			内浜	玄界
西第3	福岡市医師会	西陵	城原					西陵	
西第4	ふくおか福祉サービス協会	壱岐南	金武					壱岐丘	金武
西第5	福岡市医師会	今宿	玄洋	今津	北崎			玄洋	北崎
西第6	福岡市医師会	下山門	石丸					下山門	
西第7	ふくおか福祉サービス協会	壱岐	壱岐東					壱岐	
西第8	福岡市医師会	周船寺	元岡					元岡	

※東第1及び西第5については、別途支所を設置する。

※2つの区にまたがっている小学校区については、それぞれの居住地を管轄する区で担当する。

地域包括支援センター設置圏域(57センター)



- 同じ色が1つの圏域になります。
- 青い●が現在センターがある場所です。

3 第4期福岡市障がい福祉計画素案のパブリックコメント実施について

(1) 意見募集の趣旨

福岡市では平成24年3月に「福岡市障がい保健福祉計画」の中に「第3期障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人とない人が等しく地域の中で自立し、社会の一員として共に生きる社会の実現を目指し、障がい福祉施策を推進してきました。

次期計画の「第4期福岡市障がい福祉計画」を策定するにあたり、計画の案を公表し市民の意見を募集します。

(2) 実施期間

平成26年10月14日（火）から平成26年11月14日（金）まで

(3) 閲覧場所

ホームページ, 保健福祉局障がい者在宅支援課(市役所12階), 情報プラザ(市役所1階), 情報公開室(市役所2階), 各区役所(福祉・介護保険課, 健康課, 市民相談室), 西部・入部出張所, 市内相談窓口(心身障がい福祉センター, 精神保健福祉センター等)

(4) 計画策定の経過と今後のスケジュール(案)

時期	内容	
H26.4.2	審議会	福岡市保健福祉審議会へ諮問
		第1回障がい者保健福祉専門分科会 開催
H26.7.14	審議会	第2回障がい者保健福祉専門分科会 開催
H26.7.22	審議会	第3回障がい者保健福祉専門分科会 開催
H26.8.6	審議会	第4回障がい者保健福祉専門分科会 開催
H26.9月	議会	第2委員会(パブコメ案報告)
H26.10.14~11.14	その他	パブコメ実施
H27.1月	審議会	第5回障がい者保健福祉専門分科会(答申案協議)及び答申
H27.3月	その他	第4期福岡市障がい福祉計画 策定

「第4期福岡市障がい福祉計画」の概要

1 計画策定の趣旨

「第4期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づき、国の定める基本指針に即し、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の各種サービスが計画的に提供される体制を確保するための事項を定めるもの。

計画に記載すべき内容

- 障がい福祉サービスに関する数値目標
- 障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量
- 地域生活支援事業に関する各事業の見込量 等

2 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3年間

3 計画の位置づけ

障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定。
国・福岡県の計画との整合性を図りながら、「福岡市保健福祉総合計画」及び「福岡市障がい者計画」等との整合性を考慮し策定。

4 障がい福祉サービス等の数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

① 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

実績			目標値
第1期(平成20年度末)	第2期(平成23年度末)	第3期(平成25年度末)	第4期(平成29年度末)
115人	227人	292人	155人

○第4期の目標値設定に当たっての考え方
平成25年度末時点の施設入所者数の12パーセント以上が地域生活に移行すること。

② 施設入所者の減少数

実績			目標値
第1期(平成20年度末)	第2期(平成23年度末)	第3期(平成25年度末)	第4期(平成29年度末)
77人	86人	80人	52人

○第4期の目標値設定に当たっての考え方
平成25年度末時点の施設入所者数から4パーセント以上削減すること。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

実績	
第1期(平成20年11月現在)	第2期(平成23年11月現在)
104人	138人
実績	
第3期(平成25年6月現在、暫定値)	
71.8% ^{A1}	13人 ^{A2}
目標値	
第4期(平成29年度末)	
下記に基づく	

参考1) 第1期・2期計画の目標値

●受け入れ条件が整えば、退院可能な精神障がい者の減少 286人(平成23年度末までに退院を目指す数)

参考2) 第3期計画の目標値(平成26年度6月現在)

●1年未満入院者の平均退院率 76.9% ……A1
●65歳以上かつ5年以上入院者の退院者数 60人 ……A2
参考3) 国の指針(平成25年2月4日厚生労働省告示第16号)
●1年未満入院者の平均退院率について、平成26年度の平均退院率を平成20年6月30日の調査時点から7%相当分増加とする。
●65歳以上かつ5年以上入院していた者に関する退院者数を直近の数から2割増加を目標値とする。

○第4期の目標値設定に当たっての考え方
①入院後三か月時点の退院率を64%以上とする。
②入院後一年時点の退院率を91%以上とする。
③長期在院者数については、平成29年度6月時点の長期在院者数を平成24年の同時点の長期在院者数から18%以上削減する。

(3) 地域生活支援拠点等の整備(新規)

目標値
第4期(平成29年度末)
1か所

○第4期の目標値設定に当たっての考え方
地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 就労移行支援事業所等を通じて、一般就労する者の数

実績			目標値
第1期(平成20年度末)	第2期(平成23年度末)	第3期(平成25年度末)	第4期(平成29年度末)
42人	62人	204人	276人

○第4期の目標値設定に当たっての考え方
平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすること。

② 就労移行支援事業の利用者数等

ア 就労移行支援事業の利用者数

実績			目標値
第1期(平成20年度末)	第2期(平成23年度末)	第3期(平成25年度末)	第4期(平成29年度末)
125人	300人	460人	780人

○第4期の目標値設定に当たっての考え方
平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること。

イ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率(新規)

目標値
第4期(平成29年度末)
50.0%

○第4期の目標値設定に当たっての考え方
就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること。

5 主な障がい福祉サービスの見込量（抜粋）

(1) 訪問系サービス

サービスの種類		実績	第4期見込量		
			平成25年度	平成27年度	平成28年度
居宅介護	時間/月	61,998	68,366	71,791	75,388
重度訪問介護	時間/月	24,845	26,750	27,204	27,666
同行援護	時間/月	16,454	16,572	16,632	16,692
行動援護	時間/月	964	1,425	1,733	2,107
重度障害者等包括支援	人/月	3	3	3	3

※ 時間/月：1月当たりの利用時間数

※ 人/月：1月当たりの実利用人数

(2) 日中活動系サービス

サービスの種類		実績	第4期見込量		
			平成25年度	平成27年度	平成28年度
生活介護	人/月	2,517	2,773	2,901	3,029
自立訓練（機能訓練）	人/月	66	70	80	90
自立訓練（生活訓練）	人/月	182	200	210	220
就労移行支援	人/月	460	620	700	780
就労継続支援（A型）	人/月	409	815	1,018	1,221
就労継続支援（B型）	人/月	1,493	1,785	1,931	2,077
療養介護	人/月	192	210	220	230
短期入所	日/月	1,589	1,943	2,148	2,375

※ 人/月：1月当たりの実利用人数

※ 日/月：1月当たりの利用日数

(3) 居住系サービス

サービスの種類		実績	第4期見込量		
			平成25年度	平成27年度	平成28年度
共同生活援助（グループホーム）	人/月	640	840	940	1,040
施設入所支援	人/月	1,288	1,262	1,249	1,236

※ 人/月：1月当たりの実利用人数

6 主な地域生活支援事業の見込量（抜粋）

(1) コミュニケーション支援事業

サービスの種類		実績	第4期見込量		
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者派遣事業	人	2,503	2,441	2,441	2,441
	件	—	2,213	2,213	2,213
要約筆記者派遣事業	人	—	529	529	529
	件	221	210	210	210
盲ろう者通訳・介助員派遣事業	人	—	228	228	228
	件	—	108	108	108
手話通訳者設置事業	人	—	5	5	5
重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業	人	7	7	7	7

(2) 日常生活用具給付事業

サービスの種類		実績	第4期見込量		
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	件	138	133	133	133
自立生活支援用具	件	368	355	355	355
在宅療養等支援用具	件	266	254	254	254
情報・意思疎通支援用具	件	421	404	404	404
排せつ管理支援用具	件	21,836	21,402	21,402	21,402
居宅生活動作補助用具	件	76	76	76	76

※ 排せつ管理支援用具は、継続的に給付するものであるため、1人1か月分の給付を1件とし、年間の累計を計上している。

(3) 移動支援事業

サービスの種類		実績	第4期見込量		
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用人数	人/月	835	923	971	1,021
利用時間数	時間/月	14,599	16,098	16,905	17,752

※ 人/月：1月当たりの実利用人数

※ 時間/月：1月当たりの利用時間数

4 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請受付等について

1 本市の現状

(1) 申請受付期間

市町村の申請受付期間については、原則3か月（最長で6か月）を経過した日をもって終了するものとされ、本市においては、7月1日から3か月間（H26.10.1まで）を申請受付期間としている。

(2) 申請（支給決定）状況

平成26年8月19日までに受け付けた申請書について、約18万6千人の支給決定を行っており、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金を合わせた支給率は約45%となっている。

区 分	支給対象者数 (推計)	支給決定人数 (H26.8.19まで)	支給率
臨時福祉給付金	約 322,000 人	144,991 人	45.03 %
子育て世帯臨時特例給付金	約 90,000	41,339	45.93

2 問題点

(1) 支給率の低迷と申請受付期間

支給対象となる可能性がある世帯に対し申請書を一齐送付し、なおかつ、幅広く広報を行ったところであるが、両給付金ともに支給率が低迷している。

このまま申請受付期間を3か月（H26.10.1まで）で終了した場合、未申請の支給対象者が多数発生するおそれがある。

(2) 他都市の申請受付期間

福岡市を含む20政令市では、申請受付期間を3か月としている都市は3市にとどまっており、6か月の都市は13市で過半数を占めている。

申請受付期間	3か月	4～6か月未満	6か月
都市数	3都市	4都市	13都市

3 今後の方策（申請受付期間の延長）

本市の申請受付期間を、3か月（H26.10.1まで）から6か月（H26.12.26まで）に延長する。

4 委託契約の変更

○ コールセンター

平成26年10月31日（金）までの委託契約を、平成27年1月30日（金）に変更する。

○ 事務集中センター

平成26年12月26日（金）までの委託契約を、平成27年2月27日（金）に変更する。

○ 区役所等の特設窓口

平成26年10月1日（水）までの委託契約を、平成26年10月31日（金）に変更する。

また、平成26年12月26日（金）まで、天神ツインビル（8階）での窓口を開設する。